

魅力あふれる観光地域づくり推進事業費補助金交付要綱

令和6年4月1日
商工観光労働部
観光経済交流局観光推進課

(趣旨)

第1条 県は、地域主導による地域固有の観光資源を活用した魅力あふれる観光地域づくりを推進するため、予算に定めるところにより、市町村、観光関係団体又は観光関連事業者（以下「補助事業者」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者等)

第2条 前条の補助事業者及び補助事業者から当該補助金を財源の一部とする補助金の交付を受けて事業（以下「間接補助事業」という。）を行う者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。
2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請を申請しようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 見積書又は総事業費の内訳がわかるものの写し
- (2) (間接補助の場合) 補助事業者の補助金等の交付に関する規程、要綱等
- (3) 市町村以外の者にあつては、第2条第1号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (4) 法人にあつては、第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書
- (5) 市町村以外の者にあつては、第2条第3号に係る暴力団関係者に該当しないことの誓約書
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業(第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。)が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30パーセント以内の増減とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書(別記様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要と認める場合は、概算払により交付する。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。なお、間接補助の場合、補助事業者は間接補助事業

に係る同書類も併せて提出すること。

- (1) 事業実績書（別記様式第3号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 事業の内容を確認する報告書

- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付を申請した者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第12条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数に相当する期間とする。
- 2 規則第21条第1項第2号の規定により知事の定める財産は、1件当たりの取得金額が50万円以上の機械及び器具とする。

（書類の提出部数等）

- 第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る魅力あふれる観光地域づくり推進事業費補助金から適用する。
- 2 稼ぐ観光地域づくり推進強化事業費補助金（令和4年4月1日定め）は令和6年5月31日をもって廃止する。ただし、補助金交付の条件に係る規定の適用については、なお、従前の例による。

別表（第1条、第3条関係）

補助対象		補助対象者	実施主体	補助率	補助限度額 (千円)								
事業区分	経費												
県内周遊 促進のため の観光地 域支援事 業	<p>右欄事業主体が行う魅力あふれる観光地域づくりのために実施する県内の周遊観光につながる旅行商品開発・情報発信の取組に要する経費のうち次に掲げるもの</p> <p>【補助対象経費】 賃金（事務局組織の管理運営、一般事務に従事する者に係るものは除く。）、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料、補助金、負担金、その他知事が必要と認める経費</p>	市町村 観光関係団体 観光関連事業者	市町村 観光関係団体 観光関連事業者 (注1)	<p>補助対象経費の1/2以内 ただし、補助対象者が市町村の場合は、市町村財政力指数に応じた調整係数を乗じるものとする。</p> <p>【調整係数】</p> <table> <tr> <td>財政力指数 0.4 未満</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>〃 0.4 以上 0.5 未満</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>〃 0.5 以上 0.6 未満</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>〃 0.6 以上</td> <td>0.7</td> </tr> </table> <p>(注2)</p>	財政力指数 0.4 未満	1.0	〃 0.4 以上 0.5 未満	0.9	〃 0.5 以上 0.6 未満	0.8	〃 0.6 以上	0.7	1,000
財政力指数 0.4 未満	1.0												
〃 0.4 以上 0.5 未満	0.9												
〃 0.5 以上 0.6 未満	0.8												
〃 0.6 以上	0.7												

(注1) 実施主体が市町村以外の場合（間接補助の場合）における補助対象経費は、市町村が実施主体の行う事業に要する付表に掲げる経費について、補助する場合における当該補助に要する経費とする。この場合において、上表の補助率は、実施主体における補助対象経費に対する県補助金の占める割合とし、実施主体が自己負担する経費に対する市町村の財政支援の有無は問わないものとする。

(注2) 財政力指数は、補助を受けようとする年度の直近3か年度の平均を適用する。